

静岡市人事委員会規則第 9 号

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 3 年 8 月 26 日

静岡市人事委員会

委員長 松 下 光 恵

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第 1 条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第 8 号)

の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「記載し、審査請求人が署名又は記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第17条第 4 項中「記載し、再審を請求しようとする者が署名又は記名押印して」を「記載して」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第 2 条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「記載し、審査の請求をする者(以下「請求者」という。)が署名し、又は記名押印して」を「記載して」に改め、同項第 2 号中「請求者」を「審査の請求をする者(以下「請求者」という。)」に改める。

(静岡市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 3 条 静岡市職員の退職管理に関する規則(平成28年静岡市人事委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「㊟」を削る。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第 4 条 職員団体の登録等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 2 号を次のように改める。

## 様式第2号（第2条関係）

## 1 規約採択証明書

公示日	年 月 日	組合員総数		投票者総数	
投票日	年 月 日	投票場所			
連合体である 団体で代議制 による場合	有権者の 範囲		有権者総数		投票者総数
開票結果	賛成 票	反対 票	無効 票	規約別添のとおり	
<p>本団体の規約は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名</p>					
					証明者役職及び氏名

（注）証明者は、大会議長又は投票管理委員長とすること。以下2役員選出証明書及び3代議員選出証明書について同じ。

## 2 役員選出証明書

公示日	年 月 日	組合員総数		投票者総数		
投票日	年 月 日	投票場所				
連合体である 団体で代議制 による場合	有権者の 範囲		有権者総数		投票者総数	
<p>本団体の役員は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名</p>						
					証明者役職及び氏名	
開	役 名	氏 名	得票数	役 名	氏 名	得票数



## 4 上部団体加入（脱退）決定証明書

公示日	年 月 日	組合員総数		投票者総数	
投票日	年 月 日	投票場所			
連合体である 団体で代議制 によった場合	有権者の 範囲		有権者総数		投票者総数
開票結果	賛成	票	反対	票	無効
<p>〇〇団体への加入（脱退）は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で決定されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名</p>					
				証明者役職及び氏名	

## 5 組織に関する証明書

<p>本団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織するものであることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名</p>	
	代表者役職及び氏名

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。